

自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョン検討会

中間とりまとめ（基本構成）

(たたき台)

平成 26 年 4 月

1. 検討の背景

- ・我が国における I T 化の取組は、平成 12 年の高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の成立に始まり、同法を受け設置された高度情報通信ネットワーク社会推進本部（I T 総合戦略本部）の下で、政府として初めての I T 化に関する政府の取組方針である「e-Japan 戦略」が策定され、ブロードバンドインフラの整備を中心とした施策を開始。
- ・その後 3～5 年毎に策定された政府の取組方針に基づき、インターネットインフラを基盤とした様々な分野への I T の利活用を中心に取組が進められ、昨年 6 月に閣議決定された「世界最先端 I T 国家創造宣言」では、「2020 年までに世界最高水準の I T 利活用社会の実現を目指す」こととされたところ。
- ・同宣言においては、I T を我が国の経済成長のエンジンとして位置付け、我が国が抱える多くの社会的課題を解決する重要なツールとして我が国の経済成長・発展に貢献させることで、2020 年までに世界最高水準の I T 利活用社会を実現することを目指すとしており、その目指すべき社会・姿としては、以下の 3 つの柱が掲げられているところ。
 - (1) 公共データの民間開放やビッグデータの利活用の推進等による革新的な新産業・新サービスの創出
 - (2) 我が国における今後の少子高齢化や 3 年前の東日本大震災等を踏まえた、健康長寿社会の実現、安全で災害に強い社会の実現への I T の活用
 - (3) 公共サービスのワンストップ化による利便性の高い電子行政サービスの実現

2. 自動車分野におけるIT利活用の現状・問題意識等

(1) 我が国における自動車分野の位置付け

- ・自動車に関する産業は、自動車メーカーやディーラーといった製造・販売だけでなく、自動車整備、保険、運送といった分野にも関連する裾野の広い総合的産業。
- ・こうした自動車関連産業の就業人口は約548万人に昇り、我が国の全就業人口の約1割を占めているほか、市場規模で見ても、自動車製造業の出荷額は全製造業の約2割を占めている状況。
- ・また、優れた技術力を背景とする国際競争力を有している等、自動車関連産業は我が国のリーディング産業の一つとして我が国の経済・雇用・安全を支えている存在であり、当該分野でのIT化の一層の活用によるイノベーション活性化は、我が国経済社会において大きな波及効果をもたらす可能性。

(2) 自動車分野におけるIT化の進展

①自動車本体のIT化

- ・自動車のIT化については、1970年代後半から、環境問題への対応としてエンジンの一部機能の電子制御から始まり、それ以降30年間で大幅に進展。
- ・1980年代では、既存の機械的な機能を電子的な機能へシフトすることを中心にIT化が進み、1990年代に入ると、センサ技術等の発展による車間警報システムやエアバッグ等の機能が実用化。
- ・また、1990年代後半から、ハイブリッド自動車、電気自動車等の次世代自動車の普及開始とともにエンジンの電子化が進み、2000年代以降では、車間距離制御や車線維持制御といった機能の実用化が図られる等、一層のIT化が進展してきている状況。
- ・こうした自動車の各種機能の電子制御化、電子技術を利用した新機能の開発等を通じて、自動車に蓄積される情報についても、リアルタイムでの走行情報から車体の状況に至るまで、膨大かつ

多様となってきたところ。

- ・一方で、自動車の整備方法については、従来型の目視による確認、金槌による打音確認等の整備をする側のいわば「熟練の技術」に加え、近年では、車体のOBD-IIポートというコネクタから内部のコンピュータに接続し、故障状況の診断等を行う方法でなければ正確な車両の安全に関する状態の確認が困難な車両が急速に増加してきている状況に対応することが課題となっている状況。

②車外通信技術の発展

- ・車外通信技術については、1990年代からGPS式カーナビが導入され、当初は地点のみを示すものだったサービスがルート案内やVICSサービスが開始される等、サービス内容が格段に充実。
- ・2000年以降には、個々の自動車の位置・速度情報を集約してリアルタイムの渋滞情報や天気情報をその地域を走行しているユーザーにカーナビを通じて提供する、“テレマティクスサービス”を一部の自動車メーカーが開始し、更なる自動車の多機能化図られてきているところ。
- ・他方、東日本大震災時においては、個々の自動車メーカー毎のテレマティクスサービスによって収集された位置・速度情報を統合し、被災地付近の道路交通マップを公開することで救済活動に寄与する等、公益的な側面等の一層の利活用が期待される状況。

③自動車検査登録情報のオープン化・手続きのワンストップ化

- ・国による自動車の検査登録業務については、昭和45年より自動車登録検査業務電子情報処理システムを導入し、全ての登録自動車等の情報を一元的に管理。また、平成17年度からは自動車保有関係手続きのワンストップサービス(以下「OSS」という。)、20年度からは自動車登録情報のオンラインによる提供サービスがそれぞれ開始される等、段階的に自動車ユーザー利便の向上等の取組を実施してきているところ。

④自動車整備・部品情報のオンライン提供サービス

- ・整備業界においては、平成10年より自動車の整備マニュアルや故障情報等を集約するシステム(FAINES)を構築し、整備事業者

へ情報提供するサービスを開始。

・また、自動車の部品情報を集約・管理し、整備における部品の交換時等において、自動車と当該自動車に対応可能な部品とのマッチング情報を提供することで、リサイクル部品等の流通を活性化させるサービスが展開。

(3) 自動車分野におけるIT利活用に係る問題意識

・我が国における自動車関連情報は、自動車の検査登録情報、部品・整備方法情報、整備・事故履歴情報、車両の位置・速度・運転特性情報等多岐に渡っているほか、またその保有者、更新される頻度、情報量等も異なっている状況。

・これら自動車関連情報の利活用を進め、新たなサービスの創出や産業革新を図っていくに際しては、一般的に以下のような課題が存在。

- ① 情報の利活用についての多様なサービスを展開等する上で、情報の提供にあたっての個人情報保護法との関係が十分明確となっていないこと。
- ② 同一業界内においても、それぞれの情報の保有・取得主体により個別にシステムが開発・運用されており、取り扱う情報の仕様等が共通化・統一化されていないこと。
- ③ 中小企業等の多い業界（整備業界等）では情報の電子化が不十分であること。
- ④ 新しいサービスの創出等に当たっては多くのステークホルダーが関係する等のため、関係者間での自然発生を期待するだけでは、多くの時間と労力を要すること。

(4) 自動車関連情報の利活用に係る海外の取組事例

・諸外国においては、既に自動車を起点とした情報を利活用した様々なサービスが展開されている状況。

(事例1：自動車履歴情報提供サービス（米国）)

・中古車の購入に際し、個車毎に車両のオーナー数、事故・整備履歴等の提供サービスが広く普及。買い主は安心して車を購入出来るほか、売り主も売却価格が高くなる等、双方にメリットがあり、中古車の流通促進にも寄与。

(事例2：安全運転インセンティブ保険（英国・米国）)

- ・自動車内蔵装置から得られるドライバーの運転特性、走行距離等の情報をもとに、安全運転をした者の保険料を下げるサービスを展開。ドライバーの安全運転を促進。

(事例3：自動車部品・整備方法情報の提供サービス（欧州）)

- ・欧州では、自動車業界の適正な企業間競争の環境を確保するために、2002年に自動車メーカーに対して自動車整備方法や部品情報等の公開を義務付けるEU規則が発効。この結果、こうした情報を集約して整備工場等に売買する情報提供サービスが展開。

(事例4：故障診断情報の共通化・整備の効率性の向上（欧州）)

- ・欧州では車載搭載型故障診断装置（OBD-II）から安全装置を含めた故障診断情報を収集・表示できる“スキャンツール”の共通化により、メーカーや車種に関わらず、どの整備工場においても同じ機器での故障診断等が実施可能な環境整備が進められている。また、それによって得た情報を集約・分析し、故障し易い情報等の提供も実現。

(事例5：引越手続きのワンストップサービス（スウェーデン、韓国）)

- ・スウェーデン等では、引っ越しを行った場合、国税庁等が運営する住所変更サイトにおいて、国民番号を利用した手続きをオンラインで行うことで、住民登録、税務、社会保険、自動車登録、郵便局、金融機関等への住所変更手続きが一括して可能。

3. 自動車関連情報の利活用について

(1) 重点テーマ

・ 自動車を起点とした膨大かつ多様な自動車関連情報の利活用を進め、新たなサービスの展開や産業の革新に繋げていくことは、安全・安心の向上、人口減・高齢化社会への対応等の社会的な課題を解決し、これらを通じて我が国の経済成長を実現する観点からも極めて重要。

・ 利活用のあり方としては様々な内容が考えられるところであるが、例えば、以下のような新たなサービス等を重点テーマとして、その実現に向けた取組を進めていくこととしてはどうか。

→ いわゆる「安全OBD（安全装置に対応した汎用スキャンツール等）」の開発を通じた次世代車両等の安全使用の推進

→ テレマティクス等を活用した安全運転促進保険による事故の削減等

→ 検査と整備の相関分析等を通じた検査・整備サービスの高度化・効率化

→ 自動車の履歴情報の収集・活用によるトレーサビリティサービスの展開

(また、今後の検討過程で有効な取組として考えられるテーマを追加することもあり得る。)

(2) 重点テーマに係る今後取り組むべき課題

・ 重点テーマ等の自動車関連情報の利活用による新たなサービスについては、持続可能かつ効率的なものとする観点では、基本的に民間主導で取り組むことが重要。しかしながら、民間主導のみでは、十分かつ迅速な取組を進めることが容易でない課題については、国が民間の関係者等と連携して必要な施策を進める等の先導

的な役割を果たすことが必要。

- ・重点テーマに関しては、国が先導して取り組むべき主な課題としては以下のようなものが考えられるのではないか。

①個人情報保護制度との関係整理（重点テーマ全般に関連）

- ・個人情報保護法制の見直し（保護される情報の範囲の明確化等）
- ・上記を受けた、自動車関連情報に関する個別の取扱指針の検討・策定

②情報自体の電子化の推進

- ・電子化の不十分な情報（整備・修理情報等）の電子的作成・収集方策の検討・策定

③情報収集方法等の共通化・統一化

- ・自動車メーカー毎に異なる安全装置に係る故障診断情報の収集方法等について、共通化・統一化の方策の検討・策定

④安全運転促進保険の実用化に向けた環境整備

- ・保険会社、自動車メーカー、関係行政機関等において、収集すべき情報、その評価手法等の検討・策定

⑤検査・整備情報の収集・分析手法の策定

- ・検査・整備情報の収集・分析を通じた保安基準、点検整備項目への反映や検査の重点化に繋げる手法等の検討・策定

⑥情報の集約・管理体制の整備等による効率的な利活用の推進

- ・自動車の履歴情報等の集約・管理を行う体制の構築の検討

(3) 今後の進め方

- ・上記（2）の課題に関する大まかな進め方は、以下のようなものが考えられるのではないか。

- 平成26年 6月
 - ・ 検討会中間とりまとめ
 - ・ 個人情報保護法の改正に関する「大綱」の策定（予定）
- 後半
 - ・ 電子化の不十分な情報の電子的作成・収集方策の検討・策定
- 12月
 - ・ 検討会最終とりまとめ
- 平成27年
 - ・ 個人情報保護法の改正（予定）
 - ・ 改正後、自動車関連情報に関する個別の取扱方針の検討・策定
 - ・ 安全装置に係る故障診断情報の収集方法等の共通化・統一化の実施
- 概ね2～3年後
 - ・ 安全運転促進保険の実用化に向けた環境整備の実施
 - ・ 自動車検査・整備情報の収集・分析手法の検討・策定
- 概ね4～5年後
 - ・ 自動車の履歴情報等の集約・管理を行う体制の構築
- 32年頃(オリンピック開催)まで
 - ・ 新たなサービスの実現等

4. 自動車関連手続きの利用環境の向上について

(1) 利用環境向上に係る諸制度の動き

- ・ 平成25年5月、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆる「マイナンバー法」）が成立し、全国民に付与された個人を識別する番号（マイナンバー）を利用した行政手続きが28年1月から開始予定。
- ・ 当該制度開始当初は、社会保障や税の分野に利用が限られているが、マイナンバー法の施行後3年を目処に、必要な検討を行った上で対象範囲の拡大が検討される予定。

- ・また、平成25年12月に閣議決定された「独立行政法人の見直しに係る基本的な方針」において、OSSについては、29年度までに全国拡大及び対象手続きの拡大により抜本的に拡大することとされたところ。

(2) 今後の取組の方向

- ・マイナンバーの導入を契機に、自動車関連手続きにおけるユーザーの更なる利便向上について、以下のような取組を進めていくこととしてはどうか。

①OSSの抜本的拡大

- ・現行では11都府県にとどまっているOSSの稼働地域を29年度までに全ての都道府県に拡大。
- ・また、これに併せ、現在は新車新規登録手続きのみに限られている対象手続きを、移転・変更・抹消登録、継続検査等の全ての手続きに拡大し、更なる自動車ユーザー利便の向上を実現。
- ・さらに、OSSの利用手続きでは自動車損害賠償責任保険証明書の紙による提出が不要になっている一方、当該証明書の自動車への備付義務が必要とされているが、今後は、車検証等で自動車損害賠償責任保険契約を確認できる措置を講じた上、OSSを利用する場合の当該義務を廃止する等の措置により、自動車ユーザー利便の更なる向上を実現。
- ・OSSの一層の利用促進を実現するための対策として、手数料の引き下げや審査手続きの見直し等についても検討。

(※取組に際して工夫すべき事項)

- ・OSS稼働に必要なシステムを、個別都道府県毎に開発・使用するのではなく、いわゆる“クラウド化”して全体のコストを引き下げることにより、自動車ユーザーにとっても利用しやすいシステムを構築。
- ・また、平成27年、28年にシステム更改を予定している「OSS運輸支局サブシステム(国土交通省が管理)」との統合を進め、更なる合理化を図り、OSS稼働に係る都道府県のコストを削減することで、一層の拡大を促進。

②軽自動車についてもOSSを導入

- ・現在はOSSが導入されていない軽自動車についても、早ければ平成31年からの導入を目指した検討を今年度から開始。

③マイナンバーのOSSへの活用

- ・ 28年1月に予定される個人番号カードの導入に併せ、OSSにおいて個人番号カードを利用した申請を可能とする。
- ・ さらに、マイナンバーの利用範囲の拡大に併せ、例えばマイナンバーを利用した地方自治体との連携により、自動車の所有者・使用者の住所変更に係る手続き時に、住民票の提出を省略する等の利便向上策についても検討。

(3) 今後の進め方

- ・ 上記(2)に関する大まかな進め方は、以下のようなものが考えられるのではないかと。

平成26年度

～ 28年度

- ・ 関係法令の改正
- ・ 都道府県OSSシステムのクラウド化等の必要な環境整備
- ・ 整備・保険会社等における必要な環境整備
- ・ OSSの一層の利用促進策の検討・策定
- ・ 軽自動車のOSSの導入についての検討
- ・ 個人番号カードを利用したOSSの開始

平成29年度

- ・ OSSの抜本的拡大の実現

平成30年度

- ・ マイナンバーを利用したOSSの開始
- ・ 軽自動車のOSS利用開始

主な自動車関連情報の種類とその特徴に係る現状について

情報の種類	特徴				現在の主な利活用事例
	管理・運用の状況	取得方法	情報量の規模感	オープン化の状況等	
○車検証情報 ・車両の所有者・使用者情報 ・車両の長さ、幅・高さの諸元 等	国等において一元管理	法令に基づいた国等における新規登録や継続検査手続き時に取得	全国の自動車台数 :約7,700万台	○法令に基づき原則全て開示 (個人を特定する情報を開示する場合は、登録番号と車台番号が必要)	○リコール情報の通知 ○リース会社の車両管理 ○売買時における所有者確認 ○自治体の徴税事務
○検査情報 ・車両の外観画像、検査結果履歴、不適合情報 等	自動車検査独立行政法人等において管理	自動車検査独立行政法人における審査時に取得	年間の審査台数 :約740万台	○非開示	○街頭検査や審査時における二次架装等の不正改造車の発見・指導 ○不正車検の防止
○部品・整備手順情報 ・車種毎等に装着する部品情報 ・整備手順情報 等	自動車メーカー毎に管理	自動車メーカーが作成し、自動車の製作・販売時等に自動車使用者等に提供	全国の自動車車種の数 :約500種	○整備手順情報は、整備事業者等へ有料で提供	○整備を実施する際に利用 ○交換部品の購入時等に活用
○事故情報 ・事故の有無・年月日、事故内容(人損、物損等)等	損害保険会社毎に管理(人身・物損)	事故発生後に事故当事者から保険会社への連絡・請求時に取得	年間の保険金支払い件数 :約700万件	○非開示	○保険料率の算定等に利用
	人身事故情報については警察庁において一元管理	事故当事者から警察署への届出時に取得	年間の交通事故発生件数 :約63万件	○非開示 (ただし、警察庁の情報については、交通事故原因分析のため、交通事故分析センターに提供)	○交通事故原因分析に利用
○整備履歴情報 ・整備年月日、整備内容・結果、機器の不具合情報 等	○整備事業者毎に記録・管理(一部の不具合情報等は日整連で集約) ○ただし、排出ガス対策装置以外の搭載機器の故障診断情報は、メーカー毎に管理	○整備工場で行う定期点検・整備時や故障した場合の臨時整備時に取得 ○ただし、排出ガス対策装置以外の車両搭載機器やセンサーの故障診断情報は、整備工場では取得が困難	全国の整備工場数 :約9万工場	○非開示 ・整備情報の電子化が不十分 ・一部不具合情報等は業界内で共有 ・排出ガス対策装置以外の装置の故障診断情報が、自動車メーカー・車種毎に異なる状況	○整備を実施する際に利用
○位置・速度・機器動作情報 ・位置、加速度、タイヤ圧、排出ガス値、ブレーキ動作、エアバッグ作動有無、運転時間、燃料噴射量 等	・プローブ情報サービスを実施している一部の自動車メーカーが自社の車両に係る情報を管理	GPS情報や搭載機器情報を、カーナビや携帯電話等の通信機器を利用して自動車メーカーに送信・蓄積	数十万台(推定)	○非開示 (特定の車載機等を取り付けた自社の車両ユーザーのみへの提供)	○渋滞予測情報の提供 ○災害時等における通行実績情報の提供 ○安全運転診断 ○盗難車の捜索 ○遠隔故障診断

出典：自動車検査独立行政法人 平成 24 年度業務実績報告書(自動車検査独立行政法人 HP より)、自動車ガイドブック 2013-2014(日刊自動車新聞社制作)、損害保険料率算出機構 平成 24 年度損害保険料率算出機構統計集(損害保険料率算出機構 HP より)、交通事故発生状況の推移(H25)(警察庁 HP より)、第 3 回自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョン検討会 日本自動車整備振興会連合会発表資料及び国土交通省調べ

自動車関連情報の利活用における重点テーマに係る課題

重点テーマ	概要	実現にあたっての主な課題
①「安全 OBD（安全装置に対応した汎用スキャンツール等）」の開発を通じた次世代車両等の安全使用の推進 （対象情報） ・車両の故障診断情報（安全装置）	○現在 OBD-II ポートから取得できる情報について、排出ガス対策装置に係る情報の収集方法と同様に、ブレーキや操舵系等安全装置に係る情報の収集方法についても共通化することで、どこの整備工場においても適切な整備が可能。 （効果） ・安全性の向上、整備業界の活性化	○共通化・統一化する対象装置・情報の選定、収集方法の策定 ○汎用型のスキャンツールの開発・普及
②テレマティクス等を活用した安全運転促進保険による事故の削減等 （対象情報） ・車両の位置・速度・機器動作情報	○自動車の走行情報から得られる急ブレーキ数や急発進数等の運転特性に応じて保険料金が設定される等の新たな自動車保険商品の開発。 （効果） ・事故の削減、自動車保有に係るコストの低減	○個人情報の取扱いとの関係整理 ○収集すべき情報の特定、様式・フォーマットの統一化 ○現行の保険料設定におけるリスク判定要素との整理・調整
③検査と整備の相関分析等を通じた検査・整備の高度化・効率化 （対象情報） ・検査情報 ・整備履歴情報	○検査情報と整備履歴情報等の集約・分析を通じて、例えば不具合が多く発覚する部位の特定等によって、保安基準や点検整備項目の見直しや検査の重点化に繋げる等、機動的な制度設計を実現するとともに、リコール部品の早期発見等 （効果） ・安全性の向上、検査・整備の効率化、自動車製作への活用	○電子化の不十分な情報（整備履歴情報等）の電子的作成環境の整備 ○整備履歴情報を集約する仕組みの構築 ○収集した情報の分析手法の開発
④自動車の履歴情報の収集・活用によるトレーサビリティサービスの展開 （対象情報） ・自動車検査登録情報 ・整備履歴情報 ・事故履歴情報	○中古車購入時等に、自動車の履歴情報（事故・整備等の履歴）が閲覧可能となることで、見た目では判断できない車両の状況等の情報を把握できることとなるため、買い主は安心して中古車の購入が可能。また、売り主も車両の履歴情報を提供することで、下取り価格が上昇する可能性があり、買い手・売り主双方にメリットが実現 （効果） ・自動車流通市場の活性化、自動車取引の安全安心の向上	○個人情報の取扱いとの関係整理 ○電子化の不十分な情報（整備履歴情報等）の電子的作成環境の整備 ○自動車の履歴情報等の収集・管理を行う体制の構築

重点テーマ	26年度	27年度	概ね2年～3年後	概ね4年～5年後	32年度頃 (オリンピック)
◎将来ビジョンの策定	▼中間とりまとめ ▼最終とりまとめ		※以降、必要に応じてフォローアップ		
◎個人情報保護法改正 関連	▼個人情報保護法の改正に関する「大綱」の策定	▼個人情報保護法の改正(予定) 自動車関連情報 に関する個別の 取扱方針策定			
①「安全OBD(安全装置に 対応した汎用スキャンツール 等)」の開発を通じた次世 代車両等の安全使用の 確保		安全装置に係る車載データの収 集方法等の共通化・統一化		汎用型スキャン ツールの開発等、 必要な環境整備	
②テレマティクス等を活用 した安全運転促進保険 による事故の削減等		・運転特性評価のために 収集すべき情報や保険 料算定方法等の検討			・保険会社の体制等、 必要な環境整備
③検査と整備の相関分析 等を通じた検査・整備の 高度化・効率化		検査・整備情報の分 析・評価手法の開発			
④自動車の履歴情報の収 集・活用によるトレーサビ リティサービスの展開	電子化の不十分な情 報の収集方法の策定	自動車の履歴情報等の収集・管理を行う体制の 構築			

新たなサービスの実現等

重点テーマ	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
◎将来ビジョンの策定	▼中間とりまとめ ▼最終とりまとめ		※以降、必要に応じてフォローアップ				
◎マイナンバー法改正 関連（法律は平成25年 5月に成立）		▼マイナンバーの利用開始 （平成28年1月予定）			▼マイナンバー利用対象範囲の拡大 （平成30年10月以降）		
①OSSの抜本的拡大 ・稼働地域・対象手続き の拡大 ・自賠償証の備付義務 の廃止等（OSSの場合） ・一層の利用促進（手数料 の引き下げや審査な 手続きの見直し等）			<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の改正 ・都道府県OSSシステムのクラウド化等の必要な環境整備 ・保険・整備会社等の必要な環境整備 	<p>OSSの 抜本的拡大の 実現</p>			
③軽自動車のOSS導入		導入に向けた検討		システム開発等、 必要な環境整備		OSSの開始	
④マイナンバーのOSSへの活用			個人番号カードの利用開始(H28.1)			マイナンバーを利用した手続き開始	
			関係機関との調整やシステム開発等、必要な環境整備等				